参考様式第5－2号

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	（　　）
目標年度	令和16年度
市町村名 （市町村コード）	黒部市 162078
地域名 （地域内農業集落名）	荻生地区 （西小路1区・西小路2区・西小路3区・西小路4区・沖・愛川・栗林・長正寺・大橋・新堂・中村・寺坪・長屋・上野）

注：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	309.6 ha
①　農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	294.5 ha
②　田の面積	307.2 ha
③　畑の面積（果樹、茶等を含む）	2.4 ha
④　区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤　区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
（参考）区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
（備考）	

注1：①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
　2：②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載してください。
　3：④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
　4：⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
　5：（参考）の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
　6：「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

（2）　地域農業の現状及び課題

・個人農家を中心としており、若い農業従事者が少ないため後継者（若い世代の担い手）の確保が必要である。
・集積は進んでおり、集約化を目指すため賃料の統一化や水路、農道等の改修が必要である。
・畔や法面等の草刈りや水管理が大きな負担となっており、負担軽減対策が必要である。
・農地を相続した県外在住者や非農家である地権者から、農地を手放したいから担い手に譲りたいという相談が増えており、対応に苦慮しているため、適切な解決策が求められる。

（3）　地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

・水稲を中心としていくが主食用米以外にも、加工用米や飼料用米、高収益作物の栽培など地区の土壌に適した作物の栽培を検討する。
・水管理や草刈など、負担の多い管理作業について、業務委託や多面的支払機能交付金の活用など、負担軽減のためのあり方を地区で検討し、持続可能な取り組みを推進する。
・地区外からの担い手なども含めた人材確保や業務の効率化を図り、担い手の安定的な経営を目指す。

2　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

（1）農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

・地区においては、これまでの人・農地プランで定められた中心経営体が担っており、引き続き集積、集約化を目指していく。
・法人化など担い手組織の再編を検討しながら、経営体の経営安定化・効率化を図る。

（2）担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	72　％	将来の目標とする集積率	75　％

（3）農用地の集団化（集約化）に関する目標

・耕作放棄地が新たに発生させないよう地域の担い手に集積していく。また、農地を貸しつける場合は、近隣の耕作者に預けるなど集団化を進めていく。

3　農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

（1）農用地の集積、集団化の取組

・地区別の中心となる経営体に農地集約、集積を図っていく。
・担い手による定期的な会合を開催し、賃料の統一化や集約化に向けた方針について協議を図っていく。

（2）農地中間管理機構の活用方法

・将来の経営農地の集約化を目指し、可能なものから農地を機構に貸付けていく。

（3）基盤整備事業への取組

・農業の生産効率の向上を図るため、地域の実情や農業者の要望を踏まえて、用排水路等の基盤整備に取り組む。
・狭小な農地については、耕作しやすいよう地権者の同意を得ながら畔倒しなどの補正に努める。

（4）多様な経営体の確保・育成の取組

・認定農業者や認定新規就農者の育成・確保に努め、市、JA、県などと連携しながら、法人の合併や集落営農の組織化についても検討・支援していく。
・集落営農組織の労働力確保や後継者育成のため、会社員等が農作業従事のための休暇を取りやすいよう、企業への理解を働きかける。

（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組

・地域内で農作業の効率化を図るためドローンによる農薬散布、草刈作業などの委託の推進を検討していく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料	☑	③スマート農業		④輸出		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨その他		

【選択した上記の取組内容】

③スマート農業について、ドローンによる各種作業や自動操舵システムなどの活用をはじめ、費用対効果を踏まえながら導入を検討し、農業従事者が不足する状況下でも効率的に作業できるように取り組んでいく。
⑦保全・管理等について、畔の草刈りなど多面的支払交付金など活用し、地域ぐるみで取り組む体制を構築する。

4　地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者（氏名・名称）	現状			10年後（目標年度：令和 16 年度）				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	（A）	水稲	36.6 ha	ha	水稲	36.55 ha	ha	A	
認農	（B）	水稲	51.9 ha	ha	水稲	51.9 ha	ha	B	
認農	（C）	水稲、大豆	54.9 ha	ha	水稲、大豆	54.92 ha	ha	C	
認農	（D）	水稲	8.2 ha	ha	水稲	8.23 ha	ha	D	
認農	（E）	水稲	12.8 ha	ha	水稲	12.81 ha	ha	E	
認農	（F）	水稲	27.5 ha	ha	水稲	27.52 ha	ha	F	
認農	（G）	養豚	0.7 ha	ha	養豚	0.7 ha	ha	G	
認農	（H）	水稲	13.2 ha	ha	水稲	13.24 ha	ha	H	地区外
認農	（I）	水稲	3.5 ha	ha	水稲	3.49 ha	ha	I	地区外
認農	（J）	水稲	3.5 ha	ha	水稲	3.5 ha	ha	J	地区外
認農	（K）	水稲、野菜	2.0 ha	ha	水稲、野菜	1.97 ha	ha	K	地区外
認農	（L）	水稲、大豆	1.4 ha	ha	水稲、大豆	1.44 ha	ha	L	地区外
認農	（M）	水稲	2.9 ha	ha	水稲	2.88 ha	ha	M	地区外
認農	（N）	水稲	0.4 ha	ha	水稲	0.4 ha	ha	N	地区外
認農	（O）	水稲種子	0.6 ha	ha	水稲種子	0.57 ha	ha	O	地区外
認農	（P）	水稲	0.4 ha	ha	水稲	0.39 ha	ha	P	地区外
集	（Q）	水稲	1.3 ha	ha	水稲	1.33 ha	ha	Q	地区外
認農	（R）	農作業受託	－ ha	ha	農作業受託	－ ha	ha		
到達	（S）	水稲	1.0 ha	ha	水稲	1 ha	ha		地区外
計	19経営体		221.8 ha	0 ha		221.8 ha	0 ha		

注1：「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業体（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
2：「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
3：農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
4：作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
5：備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5　農業支援サービス事業体一覧（任意記載事項）

番号	事業体名 （氏名・名称）	作業内容	対象品目
1	黒部市農業協同組合	防除作業	水稲・麦・大豆

6　目標地図（別添のとおり）

7　基盤法第22条の3（地域計画に係る提案の特例）を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数（人）		うち計画同意者数（人・%）	

注1：「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2：「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3：提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

（留意事項）
農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。
また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。
必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。